

本格化する東西20条裁判を全力で支えよう！



1月26日の日本郵政本社前の宣伝行動

◆東日本第4回口頭弁論報告◆

東日本20条裁判第4回口頭弁論が1月26日行われました。早朝には恒例となった郵政本社前でのピラマキです。関東地本・東京地本・原告・中央本部がリレーで出勤する本社社員と道行く人々に「裁判結果を待たずに本社は決断せよ」と訴えました。

9時過ぎには東京地裁の法廷に移動。すでに会社側が傍聴者の列を作っていました。先頭は西日本訴訟原告の檜さん！今回も傍聴席が開くと同時に48席が埋まり残りのみなさんは待合室で待機となりました。総勢70名の仲間が駆けつけてくれました。近隣の会場がすべて埋まっていたために終了後の総括集会は裁判所待合室に密集して行いました。

橐弁護士から「裁判長が交代した。彼がこの判決を出すことになるだろう。その初めからこれだけの応援者がいることを見せたのが大事。被告会社側は直前にこちらへの反論書面を出したが、その中身について裁判長はいままでと同じ繰り返しと指摘していた。被告書面への反論を原告として出す。次回それで口頭弁論を行い、その後は（傍聴のない）進行協議となる。裁判所がどの内容に注目しているかがわかってくる。そこから勝負だ」

東西4人の原告があいさつしました。「東海で労連の学習会によればその場で14人が支える会に入ってくれた」「原告は全国動いて動いて動きまくるのがたたかいかなのと思う」とみな力強く語りました。次回第5回期日は3月19日、10時527号法廷です。

◆西日本第3回口頭弁論報告◆

2月9日（月）、大阪地裁809号法廷において労働契約法20条西日本裁判の第3回口頭弁論が行われました。裁判には、80名を越す傍聴支援者がかけつけ、終了後の弁護士会館で行われた報告集会には72名が参加し、裁判闘争の意義、今後の取り組みを確認しあいました。集会には地域からも大阪全労協、京都総評、きょうとユニオン、天六ユニオン、関西単一労組・大阪大学分会の代表が参加し、熱い連帯のアピールを受けました。

今回の審理では、2月2日付で提出した原告準備書面（1）の確認、会社側のそれに対する反論準備の確認がなされました。また、裁判長から裁判所から労働条件整理表が例示的に示さ



西日本20条裁判の報告集会

れ、「手当、処遇を表の形で整理したほうがわかりよいのではないか」との発言がありました。さらに裁判長から「総論と各論（各人の実態部分）の整合性」を示しつつ、「個別の原告の状況が不合理となるのか」、「補充を検討してほしい」という要請があり、原告側として次回までに検討し、意見を述べることになりました。裁判所が各手当や休暇など具体的な労働条件について踏み込んで争点整理に入ろうとする意図が鮮明になりました。次回期日は、4月20日午後1時10分から大阪地裁809号法廷で開かれます。

裁判終了後の報告集会は、森弁護士から原告準備書面（1）の説明と審理状況の報告がなされました。森弁護士からは、回を重ねるごとに、ますます勝利を確信しているとの力強い発言がありました。

地域の連帯あいさつののち郵政部内の団体からアピールに移り、郵政倉敷労働組合の川上委員長があいさつ、「裁判とともに職場を変えていく取り組みが重要。均等待遇署名を広げ意義を訴えていこう」と訴えました。最後に原告7名からそれぞれお礼と決意の表明がなされ、団結ガンパローを三唱し、終了しました。

今回、支える会としてはじめて中村事務局長が参加し、西日本裁判への連帯のあいさつ、東日本裁判の現状報告と支える会への加入を訴えました。

今後の裁判日程

■郵政・東日本第5回裁判

3月19日（木）10時
東京地裁527号法廷

■郵政・西日本第4回裁判

4月20日（月）13時10分
大阪地裁809号法廷

□東京メトロコマース第7回裁判

3月12日（木）10時
東京地裁705号法廷

□全日建連帯労組第3回裁判

4月2日（木）16時30分
東京地裁620号法廷

労契法20条をアピールし、 更なる運動の広がりを！！

結成から約2ヶ月、裁判と同様に支える会もいよいよ本格化してきました。団体、個人とも会員数が順調に拡大しています。また、1月12日の近畿での支える会の結成をトップに各地での会の結成の動きも進んでいます。

15春闘をたたかう国民春闘共闘会議とけんり春闘実行委員会の両団体はいずれも郵政の労契法20条のたたかいを紹介し、20条の取り組みを今春闘の重要な課題として位置づけています。

20条を活用した運動は広がっている一方、まだまだ浸透していないことも事実です。支える会の活動と加入オルグで少しでも20条をアピールし、大きな運動の広がりをつくり出していきたいでしょう。これも会の大事な役割です。

非正規労働者の正社員化と均等待遇を求める

3・2本社前集会&院内集会

「アベノミクス」によって非正規労働者の増加と格差の拡大が進んでいます。郵政でも非正規が拡大し、同じ仕事と責任を求められているにもかかわらず正社員との賃金を初めとする処遇の格差は大きなものがあります。こうした格差の是正と非正規社員の正社員化を求める郵政本社前集会と院内集会が郵政労働運動の発展をめざす全国共同会議の主催で行われます。

院内集会では、「郵政20条裁判を支える会」の共同代表の竹信三恵子氏（和光大学教授）が「ピケティから考える格差社会・労契法20条裁判」と題してミニ講演を行います。労契法20条裁判の社会的意義を考える良い機会です。多くの方の参加をお願いします。

□3月2日（月） 11時から15時

11:30~12:15 日本郵政集会

13:30~15:00 院内集会

（衆議院第2議員会館多目的会議室）